

第5章

今後の「小さな拠点」づくりの推進に向けた課題

5-1. 集落地域等における「小さな拠点」づくりに関する取組の展開状況

(1) 過疎地域市町村に対するアンケート調査の趣旨

「小さな拠点」づくりを核とした「ふるさと集落生活圏」構想の普及・浸透を図るためには、市町村の積極的な関与が重要となる。

このため、「小さな拠点」づくりモニター調査の募集案内と併せて、全国の過疎地域市町村に対してアンケート調査を実施し、集落地域において「小さな拠点」づくりに係る(準ずる)取組がどの程度展開されているかを把握するとともに、実際に各地域において「小さな拠点」づくりを進める際にどのような問題・課題があるかなどについて、地域運営に最前線で取り組んでいる自治体からの率直な意見を調査・把握した。

(2) 調査の方法及び内容

①調査対象：全国の過疎地域市町村(平成26年4月1日時点、797市町村)

②調査方法：モニター調査の募集案内と併せて、アンケート調査への協力依頼を文書にて送付
調査票は専用HPからのダウンロードにより配布し、各自治体において回答を入力の上、
「小さな拠点」づくりモニター調査事務局専用メールに添付ファイルにて返信

③実施期間：平成26年6月19日(木)～7月10日(木)

④調査内容

1. 集落の現状や課題について

問1 多くの集落で発生している問題や現象及び特に深刻な問題となっているもの

問2 近年10年間における各集落での生活サービスの変化

2. 「小さな拠点」づくりに関する(類する)取組のこれまでの展開状況について

問3 集落地域における生活拠点づくりや生活圏の形成に関わる政策方針の有無とその内容

問4 「小さな拠点」づくりに該当する(類似した)取組事例

問5 「小さな拠点」に該当する(類似した)取組による集落地域や地域コミュニティの変化

問6 「小さな拠点」に該当する(類似した)取組の展開における問題・課題

3. 「小さな拠点」づくりへの今後の取組意向と必要な支援策等について

問7 地域住民主体の「小さな拠点」づくりを推進する上で必要な支援

問8 問7の支援のうち、市町村において既に実施しているもの/今後実施を予定しているもの

問9 地域主体による「小さな拠点」づくりや「ふるさと集落生活圏」の形成推進における制度面の障壁や規制緩和等が望まれる点

問10 本年度の「小さな拠点」づくりモニター調査への参画意向

問11 モニター調査への参画を考えていない理由

問12 自由記述

⑤回答状況

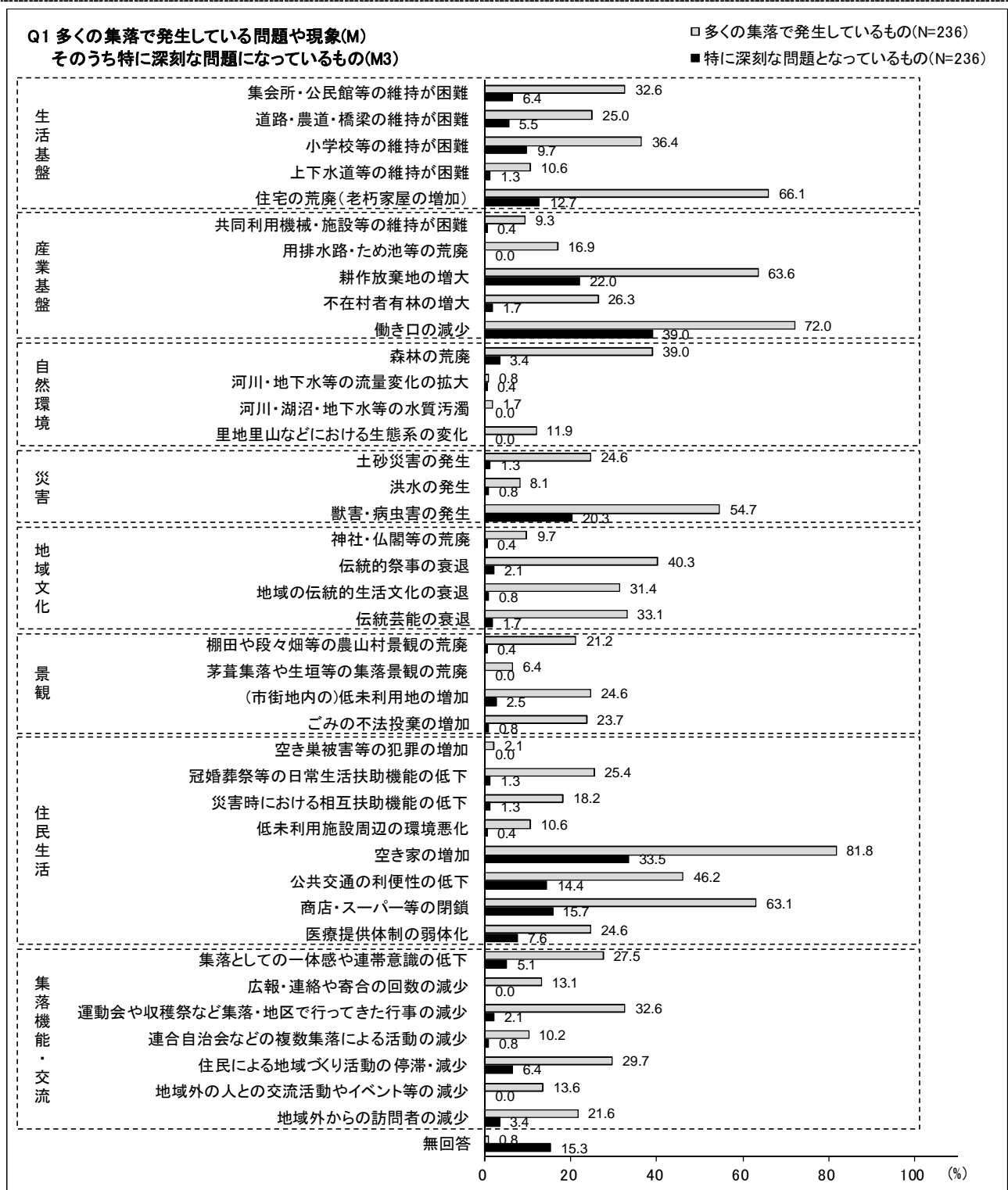
	合計	過疎	みなし過疎	一部過疎	非過疎
回答数	236	166	13	52	5
回収率	29.6%	27.0%	43.3%	34.2%	

(3) 調査の結果

①集落の現状や課題について

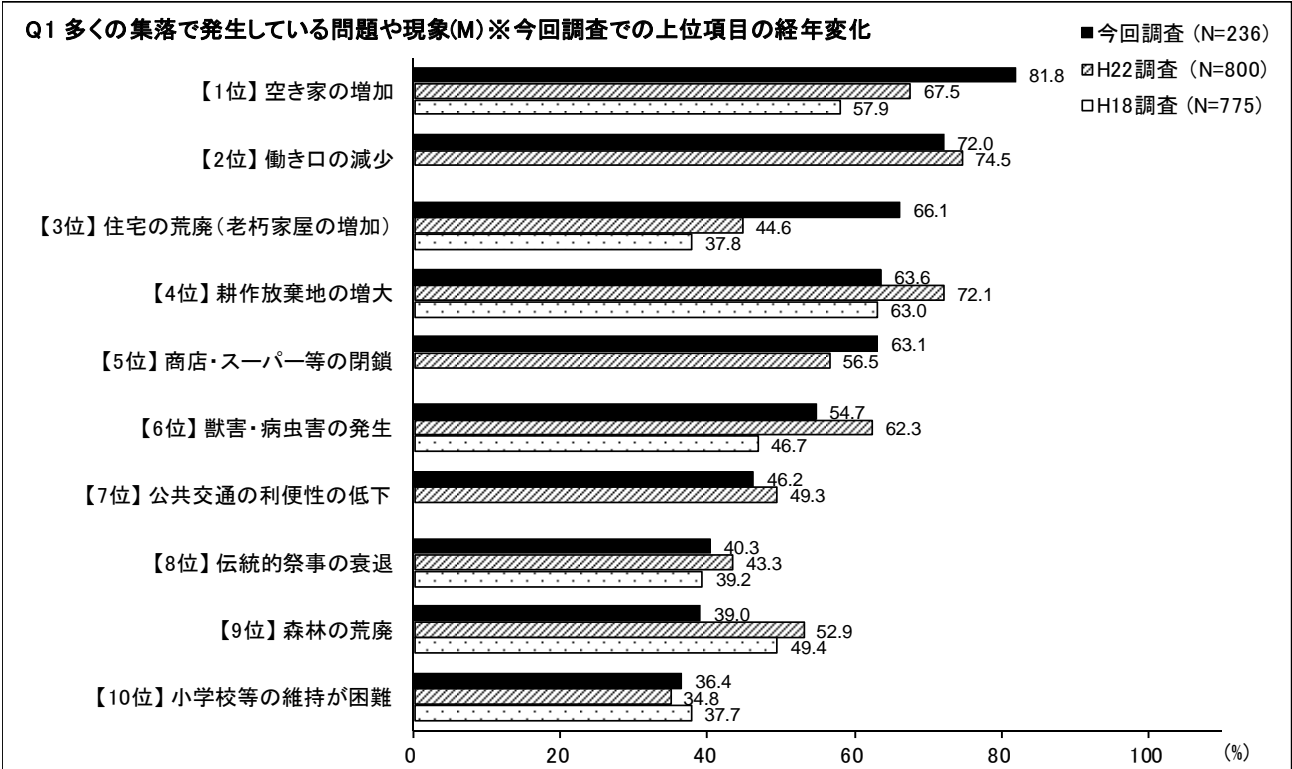
問1 多くの集落で発生している問題や現象、及びそのうち特に深刻な問題となっていること

○7割以上の市町村では、多くの集落で「空き家の増加」や「働き口の減少」がみられるほか、「住宅の荒廃(老朽家屋の増加)」や「耕作放棄地の増大」、「商店・スーパー等の閉鎖」なども高い割合となっている。
 ○特に「働き口の減少」は深刻な問題とした市町村が約4割と多い一方で、「住宅の荒廃」や「商店・スーパー等の閉鎖」は問題の発生状況と比べるとそれほど深刻な問題としては捉えられていない。



問1 多くの集落で発生している問題や現象【上位項目の経年比較】

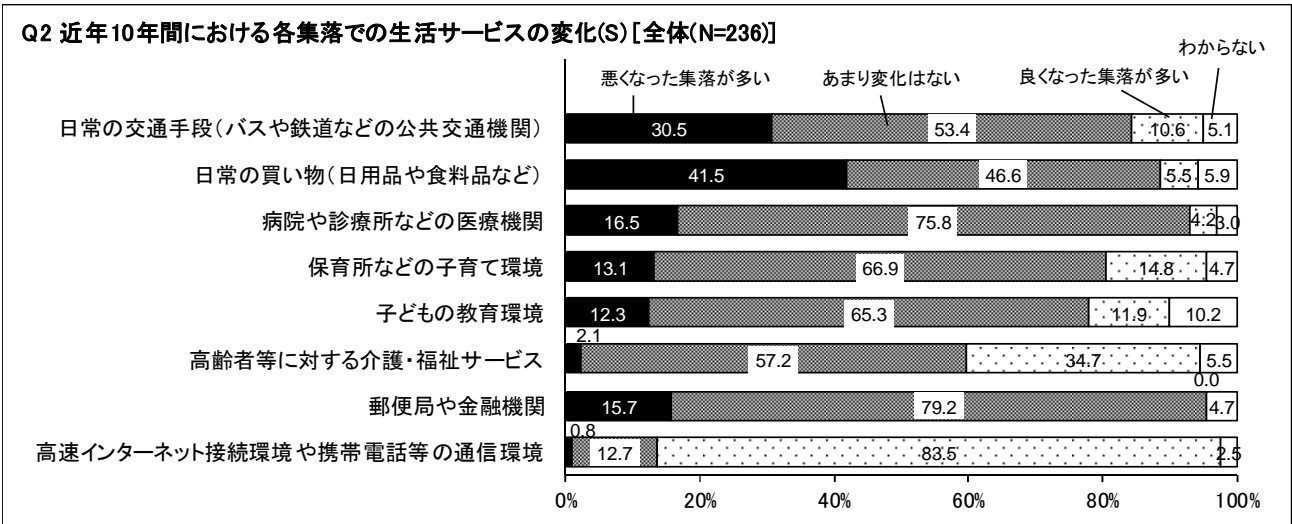
○多くの集落で発生している問題・現象として今回調査で多くの市町村から挙げられた項目について、過去調査と比較すると、特に1位の「空き家の増加」や3位の「住宅の荒廃」についてH18調査より大幅に高くなっており、人口減少が進む中で老朽家屋や空き家の増加など住宅に係る問題が深刻化していることがうかがえる。



問2 近年10年間ににおける各集落での生活サービスの変化

○各集落における生活サービスの状況を10年前と比較すると、「日常の買い物」については4割強の市町村で、「日常の交通手段」については約3割の市町村で『悪くなった集落が多い』とされている。

○一方、「高速インターネット接続環境や携帯電話等の通信環境」については、8割以上の市町村で10年前と比べて『良くなった集落が多い』とされており、「高齢者等に対する介護・福祉サービス」については、約1/3の市町村が『良くなった集落が多い』としている。



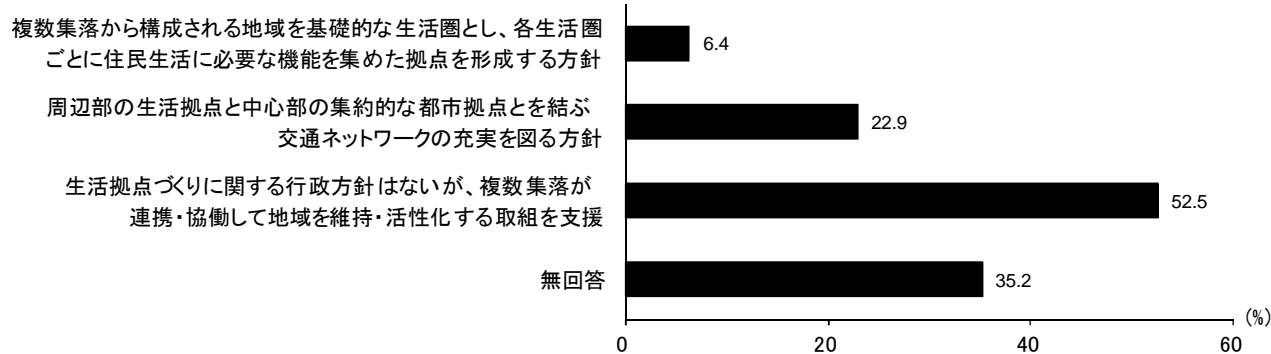
②「小さな拠点」づくりに関する（類する）取組のこれまでの展開状況について

問3 集落地域における生活拠点づくりや生活圏の形成に関わる政策方針の有無とその内容

- 集落地域における生活拠点づくりや交通ネットワークの充実等による生活圏の形成など、「小さな拠点」やそれを核とした「ふるさと集落生活圏」の考え方に類するような政策方針を掲げている市町村は約3割程度であり、特に拠点の形成までを政策方針として掲げている市町村は6.4%である。
- 一方で、5割強の市町村は、「生活拠点づくりに関する行政方針はないものの、住民主体の地域づくりの一環として、複数集落が連携・協働して地域を維持・活性化する取組を支援する方針を掲げている」としている。
- また、約35%の市町村が無回答であった。
- これらから、人口減少・高齢化が進む中で、複数集落からなる生活圏に着目し、生活拠点の形成という観点から集落地域の維持・活性化を政策として打ち出すに至っている市町村はまだ多くはないことが示唆される。

Q3 集落地域における生活拠点づくりや生活圏の形成に関わる政策方針の有無(M)

■ 全体(N=236)



- 上記において、「複数集落から構成される地域を基礎的な生活圏とし、各生活圏ごとに住民生活に必要な機能を集めた拠点を形成する方針を掲げている」と回答した市町村(6.4%)に対し、それぞれの生活圏や生活拠点の範囲、規模等を聞いたところ、全市町村(15市町村)から具体的な回答が得られた。

- 多くは人口約1,000~2,000人前後の小学校区あるいは旧小学校区を基礎的な生活圏として設定している。

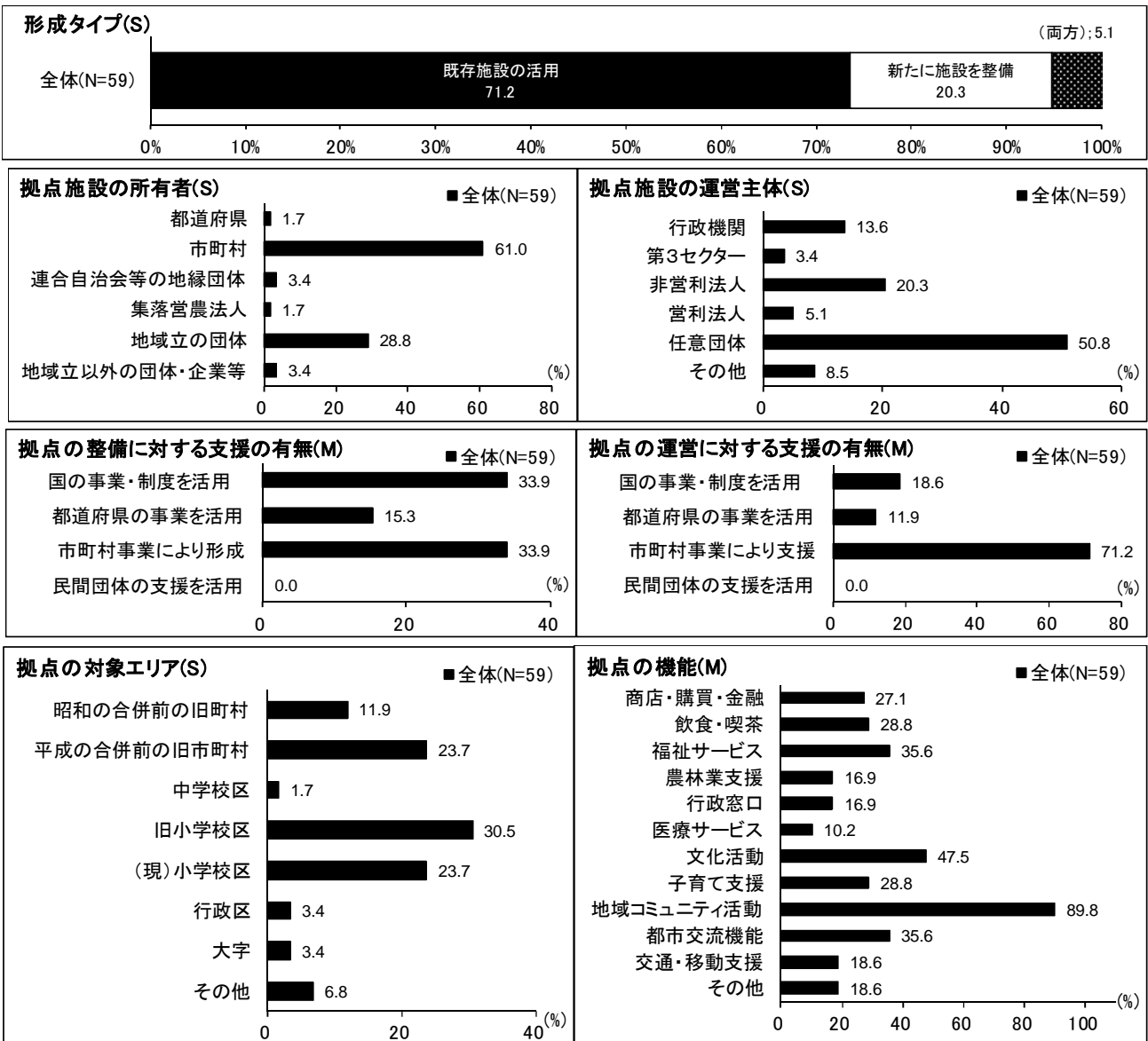
自治体名	①生活圏の範囲	②生活圏の概ねの規模	③生活圏の呼称	④拠点の呼称	⑤拠点到る機能として想定している内容	⑥拠点づくりに係る政策目標
北海道 沼田市	中心市街地と公営住宅地のエリアをあわせた範囲(半径1キロ圏内)	約 2,500 人程度	コンパクトエコタウン	—	診療所・商業施設・地域交流センター・デイサービスセンター・小規模多機能型居宅介護施設・高齢者支援ハウス・子育て住宅	平成 34 年までに左記施設の立ち上げ・整備
北海道 津別町	行政区	—	—	—	健康医療、子育て支援、まちづくりセンター	—
山形県 小国町	小中学校区	100 戸程度	一次生活圏	基幹集落センター	①資源管理機能 ②生産補完機能 ③生活扶助機能	各地域の閉校校舎等を活用した学校区内等の集落補完機能の構築、整備
神奈川県 藤沢市	小学校区及び行政区をコミュニティや行政サービスの性質により使い分け	—	—	—	—	—

自治体名	①生活圏の範囲	②生活圏の概ねの規模	③生活圏の呼称	④拠点の呼称	⑤拠点に集める機能として想定している内容	⑥拠点づくりに係る政策目標
新潟県 新発田市	総合計画では、「昭和の合併時の地区や学区などの単位」としている。	500人程度～12,300人程度(平均6,000人)、17地区	市内全自治会構成の新発田市自治会連合会では、「地区組織」と呼称。	地域活動拠点(コミュニティセンター、支所、地区公民館など)	児童クラブ、公民館分館、図書館分館、地域ふれあいルーム(高齢者の交流の場)など ※ただし、地域により異なる。	地域活動拠点は、これまで市街地周辺部の農村部を中心に地域の核となる複合型の施設を整備してきた。施設としては、コミュニティセンターや農村環境改善センター、支所、地区公民館と様々な形態がある。平成28年度末までに概ね全地区に地域活動拠点を整備する。また、人口が集中する市街地においては、市主要施設が多くあることから、地域活動の場として有効活用することになっている。
長野県 筑北村	小学校区(旧村)単位	約1,300人～2,500人	特定の呼称はない	里の駅	交流スペース、行政窓口	平成28年度末までに3ヶ所立ち上げ予定
京都府 京丹波町	小学校区、旧小学校区	9～5集落	地域振興会	—	—	—
奈良県 宇陀市	現在及び旧の小学校区	約1,500人程度	まちづくり協議会	まちづくり協議会事務所	事務局機能	平成26年度中に市内全域の20地域においてまちづくり協議会を立ち上げる。
島根県 雲南市	小学校区(地縁による繋がり範囲)	約1,300人程度(200～4,000人)	特になし	交流センター	地域づくり、地域福祉、社会教育 (持続可能性の確保、安心安全の確保、歴史・文化の活用)	既に市内全域で30交流センターを拠点に43の住民組織「地域自主組織」が活動中。現在、全ての地域に地区計画策定について推奨・支援している。
愛媛県 伊予市	広報区単位以上の区域	概ね200人以上	住民自治組織	—	保健、医療又は福祉の推進を図る事業 地域の伝統、文化、郷土芸能の振興を図る事業 安心・安全な地域づくりを推進するための事業 地域の生活環境の改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業 子どもの健全育成を図る事業 地域の特性を生かした産業振興のための事業 地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業	—

自治体名	①生活圏の範囲	②生活圏の概ねの規模	③生活圏の呼称	④拠点の呼称	⑤拠点に集める機能として想定している内容	⑥拠点づくりに係る政策目標
福岡県 宗像市	小学校区を中心とした範囲	約 700 人の生活圏から約 16,000 人まで幅がある	コミュニティ	コミュニティ・センター	地域のまちづくりを進める情報発信の拠点、地域住民の交流スペース、一部行政サービス	市内を12の地域(コミュニティ)に分け、各地域に運営協議会を発足させ、一定の予算を配分し、地域のまちづくりを進めていただく。既に目標は達成している。
大分県 宇佐市	小学校区(旧小学校区)	約 2,000 人程度	新たな地域コミュニティ	地域コミュニティ協議会	地域コミュニティ活動、伝統文化の継承、安心安全対策。高齢者対策。子育て・教育支援。都市農村交流など。	地域コミュニティ組織の設立数をH25 年度現在、11 組織⇒H31 年度には20 組織を目標とする。
宮崎県 日南市	中学校区	—	地域生活拠点	—	身近な生活圏で、買い物、教育、医療・福祉、文化・集い、交通拠点などの各都市機能が複数整った地域	—
鹿児島県 鹿屋市	中学校区	—	コミュニティ協議会	検討中	地域福祉(高齢者の見守り・子育て支援) 環境保全(ごみステーション管理・美化活動) 生活安全(防犯パトロール) 教育・文化(生涯学習活動) まちづくり(空き家対策)など	中学校区
鹿児島県 垂水市	小学校区、あるいは、閉校小学校の旧校区範囲	120 人弱～8,400 人程度まで幅がある。	地域拠点地区(第4次垂水市総合計画より)	〇〇地区公民館	地域振興計画の策定、計画に基づく事業の実行、既存の地域活動や伝統行事等の維持・継承・充実。	平成 27 年度までに市内全9地区で地域振興計画を策定する予定(平成 25 年度までに6地区で計画策定完了)。

問4 「小さな拠点」づくりに該当する（類似した）取組事例

- 「小さな拠点」づくりに該当する、または類する取組事例として、59件の事例が寄せられた。
- 59件の事例のうち約7割は既存施設を活用した拠点づくりの事例であり、新たに拠点施設を整備した事例は約2割であった。
- 拠点施設の約6割は市町村が所有者となっているが、3割弱は地域立の団体が所有者となっている。一方、その運営については、任意団体に任されているケースが約半数と最も多い。
- 拠点施設の整備に対する支援の有無をみると、国の事業を活用したケースと市町村事業により拠点施設を整備したケースが同程度みられる。
- 一方、拠点施設の運営に対する支援の有無をみると、市町村事業により支援しているケースが約7割と大部分であり、国や都道府県の事業を活用している例は少ない。
- 拠点の対象エリアとしては、小学校区（「旧小学校区」あるいは「（現）小学校区」）を対象としているケースが多いが、「平成の合併前の旧市町村」を対象エリアとしている例も比較的多い。
- 拠点に集約している機能をみると、9割近くの事例で「地域コミュニティ活動」機能を持つ拠点が形成されており、この他には「文化活動」や「福祉サービス」「都市交流機能」などが比較集積度が高い。

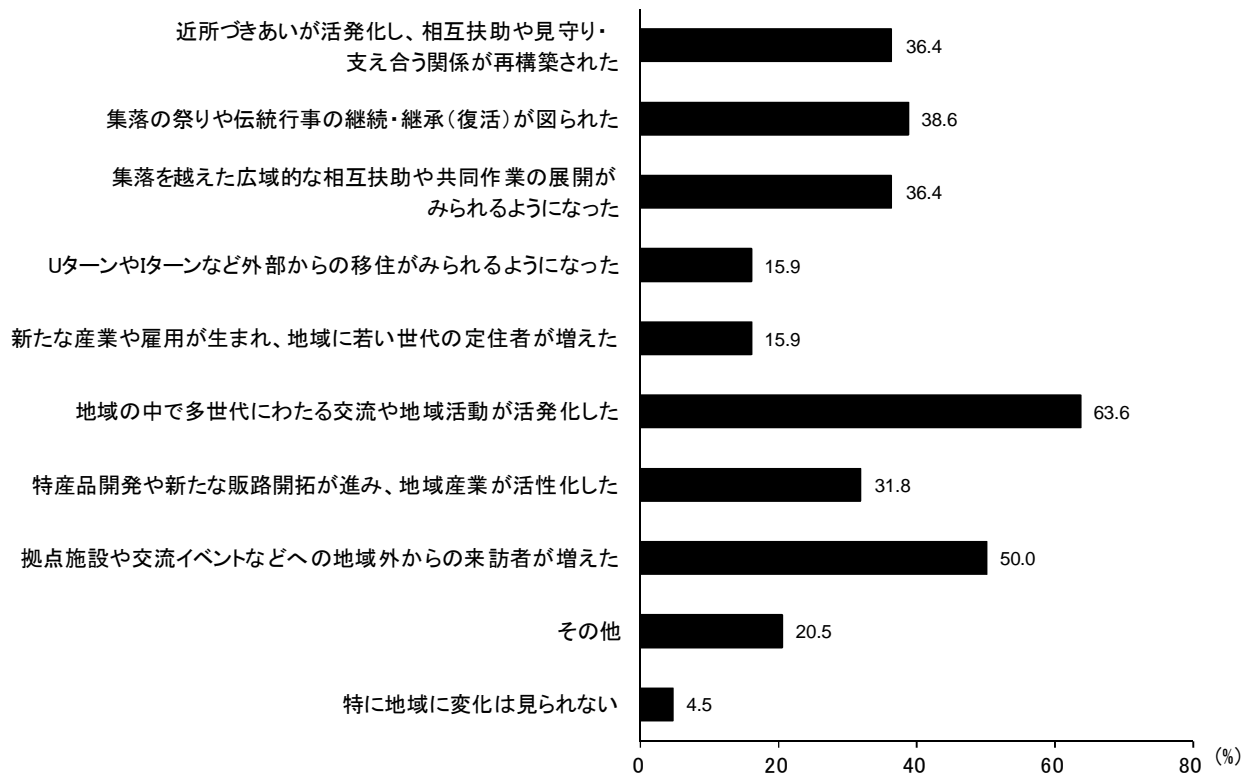


問5 「小さな拠点」に該当する（類似した）取組による集落地域や地域コミュニティの変化

○問4で「小さな拠点」に該当する、または類似した取組事例を回答した市町村について、それらの取組により集落地域や地域コミュニティにどのような変化がみられたかをみると、「地域の中で多世代にわたる交流や地域活動が活発化した」が6割以上と最も多くから挙げられている。

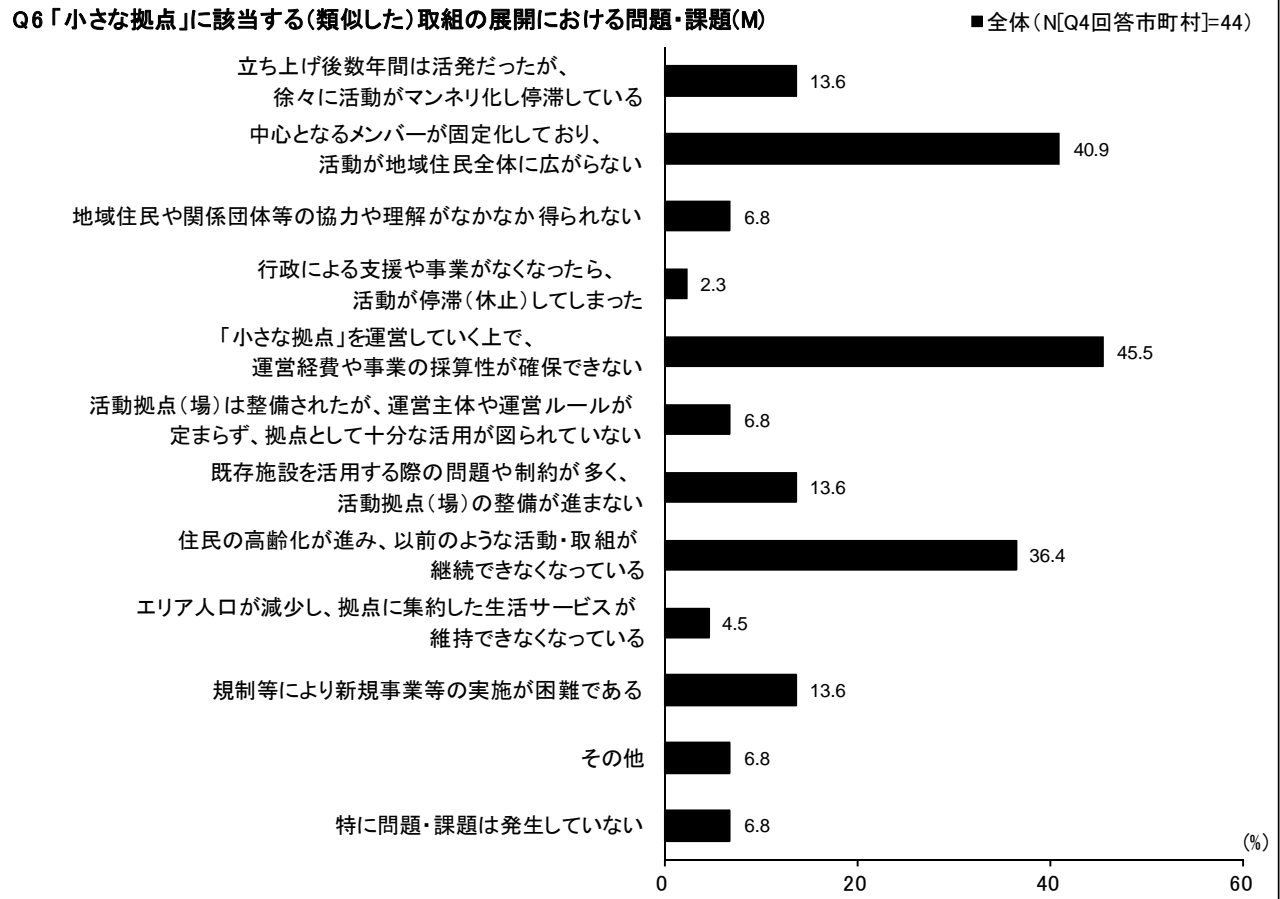
○このほかでは、「拠点施設や交流イベントなどへの地域外からの来訪者が増えた」や「集落の祭りや伝統行事の継続・継承（復活）が図られた」、「近所づきあいが活発化し、相互扶助や見守り・支え合う関係が再構築された」、「集落を越えた広域的な相互扶助や共同作業の展開がみられるようになった」、なども比較的取組により地域に生じた変化として挙げられている。

Q5「小さな拠点」に該当する（類似した）取組による集落地域や地域コミュニティの変化(M) ■全体(N[Q4回答市町村]=44)



問6 「小さな拠点」に該当する（類似した）取組の展開における問題・課題

○問4で「小さな拠点」に該当する、または類似した取組事例を回答した市町村について、それらの取組を展開する中でどのような問題・課題が生じたかをみると、「運営経費や事業の採算性が確保できない」という問題が半数近くから挙げられているほか、「中心となるメンバーが固定化しており、活動が地域住民全体に広がらない」点や「住民の高齢化が進み、以前のような活動・取組が維持できなくなっている」点も問題となっている。



③ 「小さな拠点」づくりへの今後の取組意向と必要な支援策等について

問7 地域住民主体の「小さな拠点」づくりを推進する上で必要な支援

問8-1 問7の支援のうち、市町村において既に実施しているもの

問8-2 問7の支援のうち、今後実施を予定しているもの

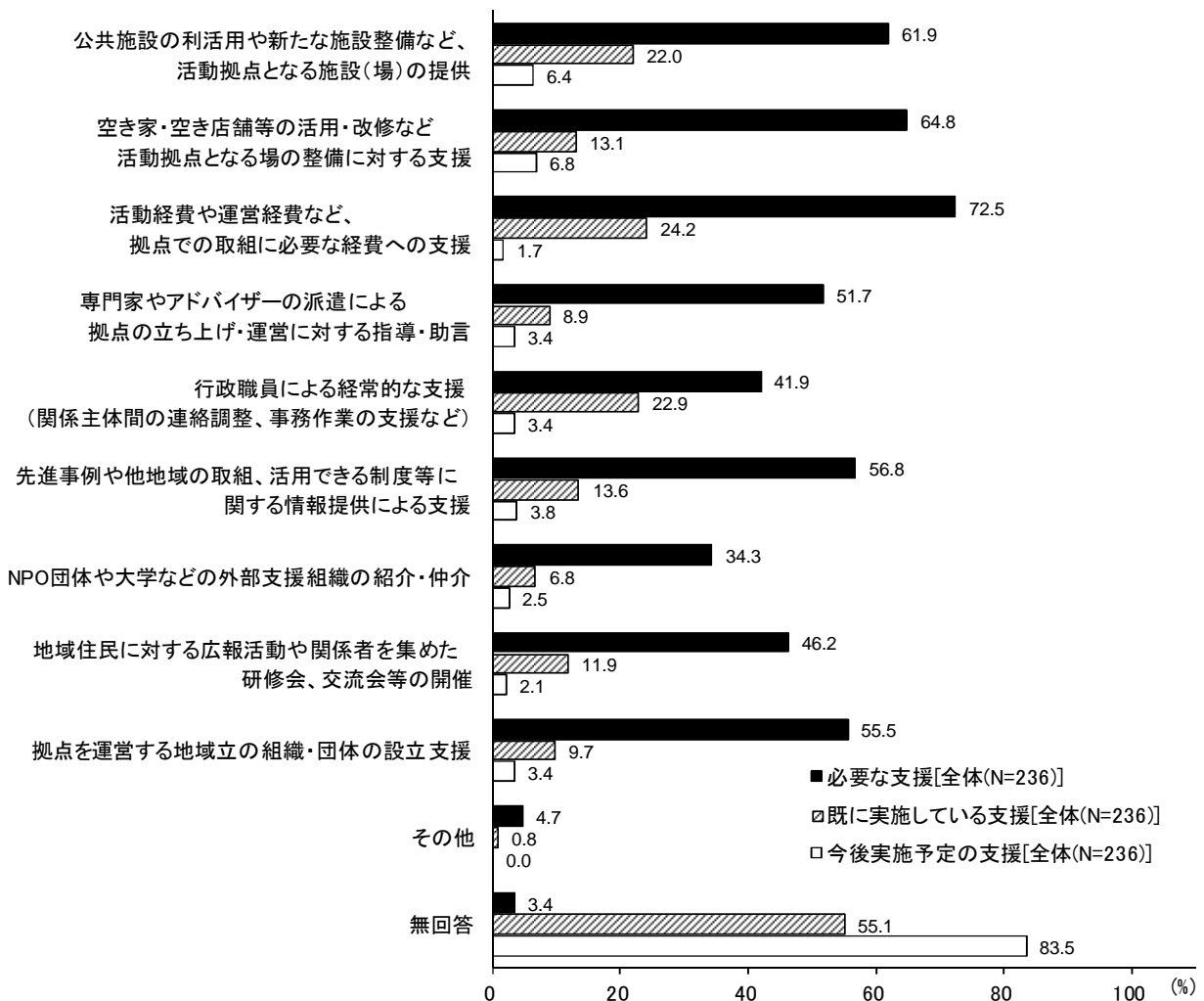
○地域住民主体で「小さな拠点」づくりやそれを核とした「ふるさと集落生活圏」づくりの取組を展開する上で必要と考えられる支援としては、「活動経費や運営経費など、拠点での取組に必要な経費への支援」が7割以上と特に多くから指摘されており、これらのほか、「空き家・空き店舗等の活用・改修など活動拠点となる場の整備に対する支援」や「公共施設の利活用や新たな施設整備など、活動拠点となる施設(場)の提供」、「先進事例や他地域の取組、活用できる制度等に関する情報提供による支援」、「拠点を運営する地域立の組織・団体の設立支援」なども5割以上の市町村が必要な支援として挙げている。

○これらの支援のうち既に市町村が実施しているものと、「取組に必要な経費への支援」や「活動拠点となる施設(場)の提供」、「行政職員による経常的な支援」などは2割程度実施しているが、6割近くは無回答であり、特に支援を行っていないことがうかがえる。

○また、今後予定している支援についてみると、「活動拠点となる施設(場)の提供」や「活動拠点となる場の整備に対する支援」などは若干予定している市町村がみられるものの、大多数の市町村では特にこれらの拠点づくりへの支援策を展開する予定がないことがうかがえる。

Q7 地域住民主体の「小さな拠点」づくりを推進する上で必要な支援(M)

Q8 既に実施しているもの(M)/今後実施予定のもの(M)



問 9 地域主体による「小さな拠点」づくりや「ふるさと集落生活圏」の形成推進における制度面の障壁や規制緩和等が望まれる点

- 「小さな拠点」づくりに向けた課題として20市町村から具体的な指摘があった。
- 制度上の障壁として複数市町村から指摘されたのは、過疎地有償運送の要件緩和など、拠点と周辺集落とを繋ぐ交通手段等の拡充に係る規制である。
- また、「小さな拠点」の形成にあたり、補助事業で設置した公共施設の目的外使用や用途変更に対する柔軟な対応や、都市計画法・農業振興法による土地利用規制の緩和などを求める声も聞かれた。

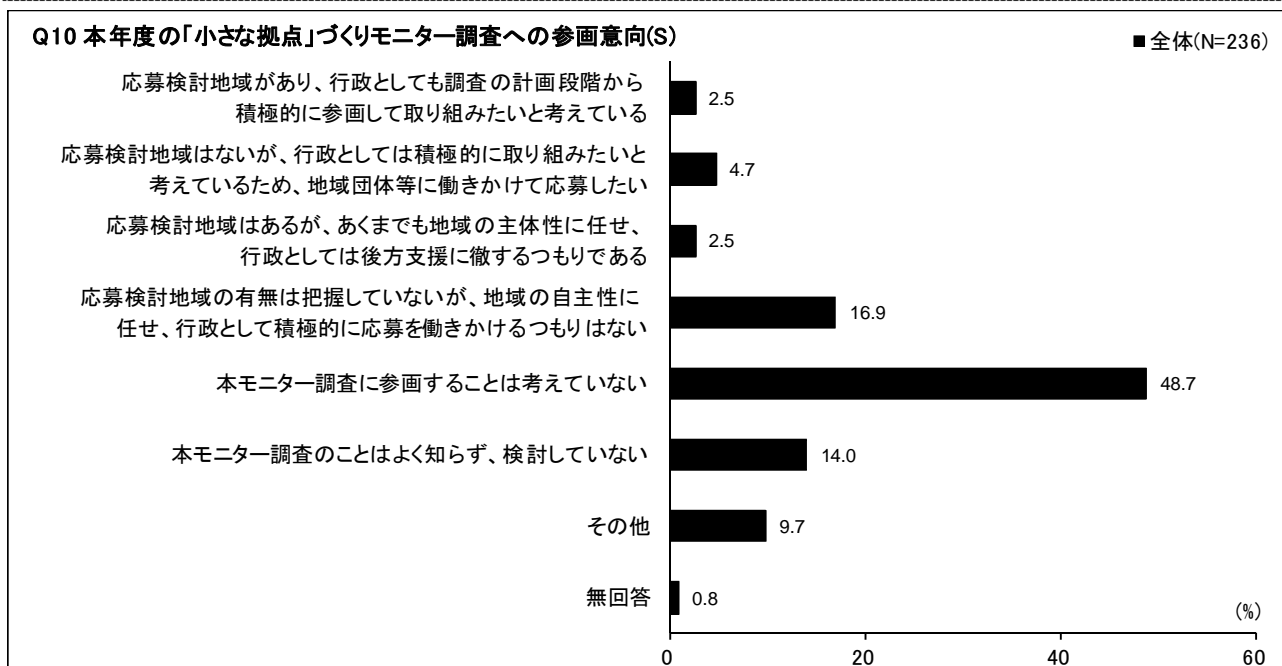
自治体名	制度面での障壁や求める規制緩和等(その障壁等がネックとなった事例)
北海道 砂川市	市町村の財源だけで「小さな拠点」づくりを核とした「ふるさと集落生活圏」の形成を推進するのは難しいと考えるので、活用できる国や都道府県の補助金等を教えていただきたい。
北海道 石狩市	地区住民により有償ボランティアが過疎地有償運送事業及び除雪事業を行う NPO 法人あつたライフサポートの会は、地域課題解決に向け設立された非営利団体であるが、収入が伴うことから法人税(均等割)の納税が必要である。収益に占める税制負担分が少なくないことから、負担軽減できないか改善を要望する。
青森県 深浦町	①補助事業で設置した公共施設の用途変更において、特に農林水産省系の施設の規制が強い。 ②公共施設の改修や維持・管理に対する財政措置
青森県 中泊町	小さな拠点づくりの施策を展開しているものではないが、当町が直面している「空き家問題」の際には、財産権がネックとなって効果的な対策が打ちにくい。憲法、法律上の権利も大事だが、公共の福祉という面からも法整備を進めてほしい。また、小さな拠点づくりのみならず、様々な面で取組を進めようというとき、必ずといっていいほど障壁になるのが土地利用規制で、特に当町で問題となるのが「農振法」である。乱開発を防ぎ農業振興を図るための法律だと思いが、田舎のような広大な農地を抱える町にとっては、まちづくりや開発投資誘致の障壁でしかない。
青森県 東通村	小さな拠点となる施設の設置を計画した場合、現行では、既存の施設を利用するとある。しかし、既存施設の耐用年数が過ぎていた場合には、新築となってしまう補助の対象とならない。もう少し様々な場合を想定してもらいたい。
岩手県 遠野市	具体的な検討が進んでおらず、制度面の課題等について認識できていない。
山形県 小国町	コミュニティ等における様々な活動や相互扶助の有料化・事業化にかかる各種事業所等の要件緩和(タクシー、介護、子育て、土木、観光施設 など)→「小さな」地域事業・産業として成り立たせる。
千葉県 香取市	福祉機能等を併設した拠点を整備(空店舗の改修)するに際して、資金の調達目途が立たず実現が危ぶまれている。拠点整備や改修のための資金援助を制度化して頂きたい。
新潟県 糸魚川市	小さな拠点づくりを推進するにあたっては、拠点と周辺集落とを繋ぐ交通手段等の拡充と一体的に推進しなければならないと考える。現在、過疎地有償運送の立ち上げに向けた検討を重ねているが、道路運送法第78条により、有償での運送が認められているのは、運送事業者が対応できない場合で、協議会により関係者の合意があったときに限られている。当市の場合、公共交通(バス、タクシー、市のコミュニティバス等)は一応確保されているものの、運行本数が十分ではなかったり、集落からバス停までの距離が遠く、高齢者が利用しにくいなどの課題がある。運送事業者が対応できない場合の基準を示してもらいたい。
長野県 伊那市	道の駅 南アルプスむら長谷は、道の駅の指定前から整備された施設であり、道の駅と言いながら交通情報の提供が上手にできていない。多くの人が訪れる特に夏になると、従業員の手が空かなくなり、国道や高速道路の情報の発信ができない。収集方法もない状態が続いているので、情報提供施設として支障が生じている。
長野県 木島平村	再生可能エネルギーが見直されているなか、地域でも既存の河川を活用した小水力発電に関心のある集落が増えてきている。そこで、小さな発電機を活用し河川に設置したいが、慣行水利権でも1年間の流量調査が必要で、今機運が高まっても、すぐに取り掛かれない。
兵庫県 佐用町	住民ボランティアによる高齢者送迎支援において、道路運送法による規制等が厳しく、住民任意団体による運営が出来にくい。
島根県 雲南市	○当市が望む法人制度の創設 ・構成員はその地域の居住者、通学者、通勤者、各種団体、またはその地域で事業を行う個人又は法人(※地縁による住民組織であることが前提であるため、他地域からの入会が拒めない NPO 法人等は不適) ・みなし寄付の適用 寄付金控除の適用 会計簿記は事務が煩雑なため用いない ○上記を満たす法人制度が無いため、任意団体により組織を運営していることから、 ・契約行為が代表者の私的契約となっている(雇用契約含む) ・多額の金額の扱いが個人責任になっている ・地域自主組織はその活動が多分野にわたるが、収益事業ごとに納税義務が生じ、本来であれば、ある部門の公益的活動による収益を他の部門の公共的活動の原資として活用したいところであるが、みなし寄付は適用できないため、公益的活動による自主財源確保の阻害要因となっている ・市民力による公共的性質をもった組織であるが、公益法人やNPO法人のように寄付控除の対象ではないため、寄付金による財源確保が進まない

自治体名	制度面での障壁や求める規制緩和等(その障壁等がネックとなった実例)
岡山県津山市	地域の NPO が過疎地有償運送事業の認可を受け事業を展開しているが、認可区域について地域交通会議等の了解が必要であり、認可区域が限定される。 そのため、移送の範囲が限られ、最寄の病院までの利用ができず、利用の要望に充分応えきれていない。
愛媛県松山市	都市計画法や農業振興法による建物の更新や開発に関する規制が、空き家の利活用を妨げる一因となっている。
愛媛県伊予市	空き家改修による補助金の費用負担額が障壁で、改修に至らず空き家が増加している。(個人の財産ということから難しいとは思われるが) 施設などの目的外使用の禁止 ⇒ 廃校を拠点として利活用できない 宿泊・販売時の規制 ⇒ 宿泊事業などを行う際に手続き・規制が煩雑
熊本県山鹿市	今後、事業を進めていく上で改善点等が顕著化されると考えられる。
大分県豊後高田市	周辺部等における集落の維持存続を考えると、その地域の特性等踏まえると、民意の合意形成が出来る範囲が、校区単位では広すぎると感じている。以前のような地域内のつながりが、高齢化等により希薄になっていることで、校区よりさらに小さい自治会単位でもつながりが薄れており、さらに細分化された班単位ぐらいであれば、直面する課題や問題などに対する住民合意が得られると感じている。
大分県宇佐市	小学校体育館改築の際、地元の地域コミュニティ協議会が拠点機能を備えたスペースを要望された。スペースは確保できたが、団体の常駐(拠点としての機能)については教育委員会より国庫補助の要件から恒常的に使用が認められなかった。国庫補助を活用した施設の場合に利用制限があるので、このような地域主体による団体が活用する場合においては、規制緩和、運用ルール等の拡充などの改善が望まれる。
鹿児島県鹿屋市	活用していく施設等の使用用途についての柔軟な対応。 (学習センター等をコミュニティセンターとして拠点施設にする場合、条例改正が必要だったりするなど)
沖縄県伊是名村	島内にバス・タクシー等の公共交通機関がないため、コミュニティバスを福祉車両としても活用できるよう規制緩和してほしい。スクールバス、コミュニティバス、福祉バス、タクシーが全くない本村において、全村民が利用できる公共交通手段として整備できれば、拠点づくりの推進が図られるのではないかと考える。

問 10 本年度の「小さな拠点」づくりモニター調査への参画意向

○本年度の「小さな拠点」づくりモニター調査への行政としての参画意向を聞いたところ、アンケートに回答した市町村の約半数は、「本モニター調査に参画することは考えていない」と回答しており、「地域の自主性に任せ、行政として積極的に応募を働きかけるつもりはない」という市町村も2割弱みられた。

○また、「本モニター調査のことはよく知らず、検討していない」という市町村も14%みられた。

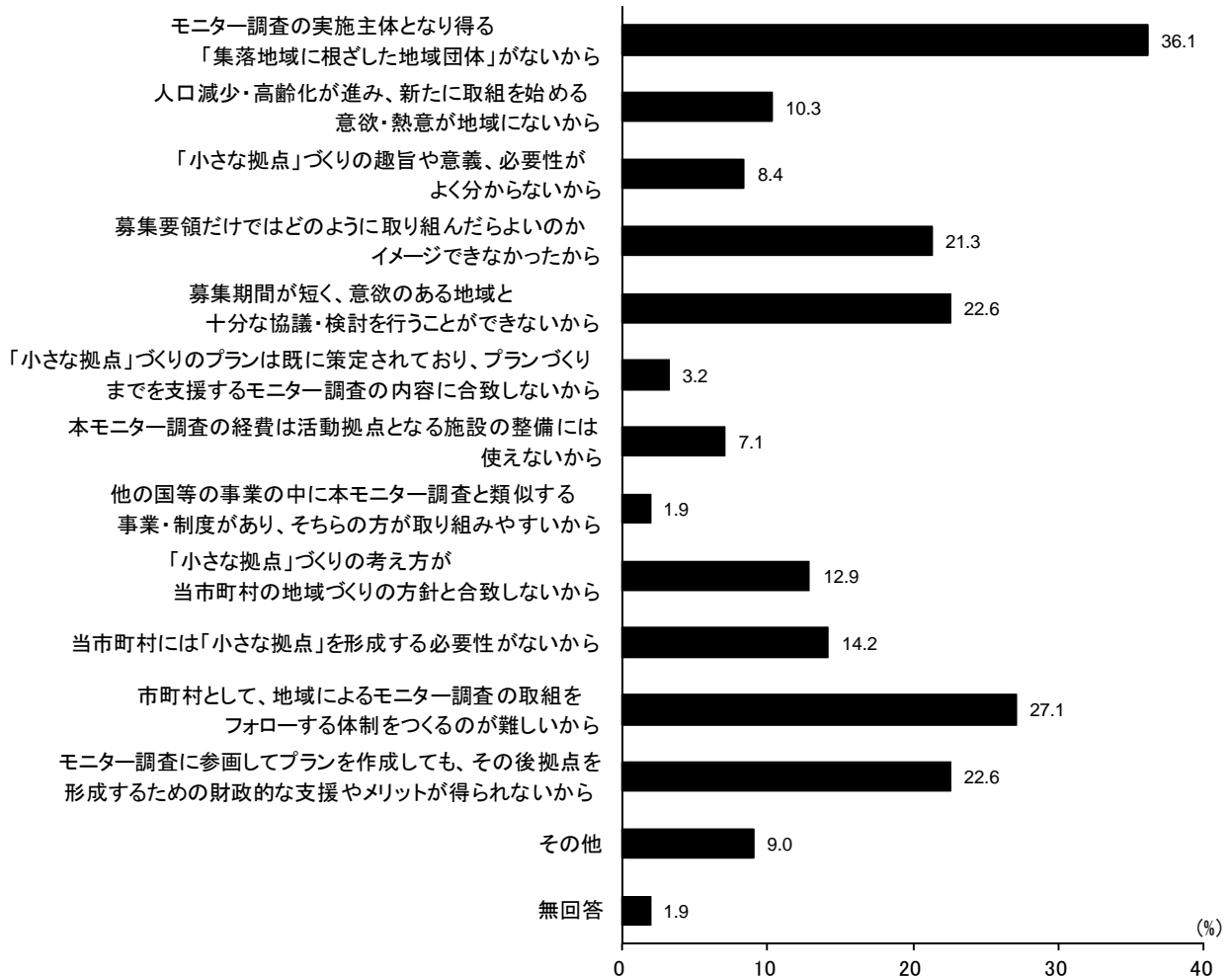


問 11 モニター調査への参画を考えていない理由

- 問10で「行政として積極的に応募を働きかけるつもりはない」あるいは「本モニター調査に参画することは考えていない」と回答した市町村に対して、その理由を聞いたところ、最も多かった理由は「モニター調査の実施主体となり得る『集落地域に根ざした地域団体』がないから」であり、36%の市町村がこれを理由に挙げている。
- また、「市町村として、地域によるモニター調査の取組をフォローする体制をつくるのが難しい」という点も3割近くの市町村から挙げられている。
- これらのほか、「募集期間が短く、意欲のある地域と十分な協議・検討を行うことができないから」や、「モニター調査に参画してプランを作成しても、その後「小さな拠点」を形成するための財政的な支援やメリットが得られないから」という理由も、2割強の市町村から指摘されている。

Q11 モニター調査への参画を考えていない理由(M) [Q10で4・5と回答した市町村]

■ 全体(N=155)



問 12 自由記述

- 39市町村から自由意見が寄せられ、「情報提供も含め、今後も「小さな拠点」づくりを継続的に推進してほしい」という意見が最も多かったが、一方で「集落の立地状況や自治体規模から「小さな拠点」構想が合致しない」という声や「財政的に取り組むのが難しい(財政的な支援が必要)」といった声も聞かれた。
- また、「小さな拠点」づくりを推進する上で必要な支援として、「プランづくりだけでなくハード整備や活動への助成も含めた支援」や「交通ネットワークの整備」、「ソフト的な支援」などが挙げられている。

(4) 調査結果から得られたポイント

過疎地域市町村へのアンケート調査の結果を踏まえ、集落地域等における「小さな拠点」づくりを取り巻く現状と課題として、以下のポイントが挙げられる。

■複数集落の連携による地域維持方策については一定の認識の広がりがみられる

多くの市町村では、範囲や規模は多様ではあるが、何らかの広がりをもって複数集落からなる生活圏を捉えており、そうした生活圏をベースに、複数集落による連携・協働の仕組みを構築することが地域コミュニティの維持・活性化を図る上で重要であるという考えを持っていることが示唆された。

■大部分の市町村は行政方針として「小さな拠点」づくりを推進する段階には至っていない

一方で、大部分の市町村では、複数集落からなる一定の広がりのある生活圏に着目しつつも、「小さな拠点」の形成という観点から集落地域の維持を図ることまでを行政方針(あるいは政策)として打ち出すには至っていない実態が明らかとなった。

■遊休化している公共施設など既存施設を活用した「小さな拠点」づくりが中心

廃校となった小学校校舎など、遊休化した公共施設を活用した「小さな拠点」づくりは市町村にとっても比較的取り組みやすく、実際に各地域で実際に展開されている「小さな拠点」づくりの取組の7割は既存施設を活用した事例であった。

旧小学校などはそれ自体が一定の広がりのある地域コミュニティの核として機能してきたことを踏まえると、そうした既存施設を活用することによって、「小さな拠点」づくりを進める上で重要となる「歴史的に見て一体性のあるエリア」についての共通認識が得やすくなるものと考えられる。

■拠点運営は市町村が独自に支援しており、運営経費の確保は大きな課題

「小さな拠点」の立ち上げ(整備)に対しては国等の事業を活用している例が半数近く見られる一方で、その運営に対しては市町村事業として支援しているケースが大部分であった。

「小さな拠点」で展開されている事業・活動は、「地域コミュニティ活動」や「文化活動」「福祉サービス」など、どちらかと言えば非営利活動が中心となっている実態を踏まえると、「小さな拠点」の活動経費や運営経費など取組に必要な経費を「小さな拠点」自らが事業活動を通じて生み出すことは難しく、「小さな拠点」の立ち上げ以上に、その維持が課題となっていることが明らかとなった。

5-2. モニター調査事業を通じた「小さな拠点」づくりの成果

平成 25 年度・26 年度の2ヶ年度にわたり実施した「小さな拠点」づくりモニター調査事業を通じて得られた主な成果を以下に整理した。

(1) 「モニター調査事業」という調査手法について

- 平成 25・26 年度に実施された「小さな拠点」づくりモニター調査は、「小さな拠点」づくりの概念を示し、その考え方に即して地域に根ざした団体（地域自治組織等）が主体となって実際に「小さな拠点」づくりに向けた検討・調査に取り組む意欲のある地域を全国から公募し、実施地域を選定した。
- このモニター調査では、どのような調査方法や検討体制によってどのような「小さな拠点」づくりを目指すのか、といった点について、固定の仕様や枠組みを押しつけるのではなく、それぞれの地域におけるこれまでの地域づくりの実績や活動の熟度、各地域が「小さな拠点」づくりに取り組もうと考えた背景や地域の生活サービス等の実態等を踏まえ、各地域が自由に提案して実施することを重視した。
- このため、計 24 地域で実施されたモニター調査の取組内容をみると、高齢者福祉や地域内交通など特に地域で深刻な課題となっている特定の機能・サービスに焦点をあてて、試行的取組を通じて既存施設での実現（提供）可能性を検討した地域もあれば、「小さな拠点」としての新たな施設整備を目指し、住民ニーズや行政の意向等を踏まえながら、必要なサービス・機能や整備手法、運営方法等を検討した地域もあるなど、「小さな拠点」づくりに向け、実に多岐にわたる検討・調査が展開された。
- さらに、各地域におけるモニター調査期間は約6か月と短期間ではあったが、こうした各地域の多彩な取組の経過や成果についてモニター調査地域同士が情報交換し、学び合い、互いの活動の中から共通課題や新たな視点等を認識し、専門家からのアドバイスを得ながら解決策を見出していけるよう、取組開始時点、中間時点、終了時点において、各モニター調査地域が一堂に会して取組状況を報告する機会を積極的に設けた。
- また、平成 26 年度には、平成 25 年度モニター調査地域と平成 26 年度モニター調査地域との交流も図り、「小さな拠点」づくりに向けた検討の中でどのような課題に直面し、どう乗り越えていったのか、合意形成を図る上でどういう工夫をしたのかなど、先行して取り組んだ地域がモニター調査の中で得た実践的なノウハウを、次年度に取り組む地域が継承できるよう配慮したことも、取組内容の充実を図る上で非常に有効であった。
- このような、地域の実情に応じた柔軟かつ多彩な取組を複数地域で同時進行的に進め、かつその経過においても情報共有・蓄積を図るという今回のモニター調査の手法は、他に例をみない試みであったが、各地域からはそれぞれの取組の遂行やプラン検討の際に大いに参考となったとの評価を得ており、一定の成果が得られたものと考えられる。
- また、各地域の多彩な取組の中から共通課題や有効な取組手法等が抽出され、蓄積されたことも、今後「小さな拠点」づくりを全国に広げていく上で大きな成果といえる。

(2) 地域の主体的な取組の推進と合意形成について

- 2ヶ年度にわたり、計 24 の地域で実施された本モニター調査では、全ての地域において、応募主体である地域に根ざした組織が中心となって「小さな拠点」づくりを検討するための組織を立ち上げ、事務局と連携・調整を図りながら、地域の生活サービスの現状分析や住民ニーズの把握、地域課題の抽出、「小さな拠点」づくりプランの検討といったステップでモニター調査に取り組んだ。
- この「小さな拠点」づくりに向けた検討の手順・ステップの中では、例えば行政資料の分析による地域課題の整理や、住民アンケート調査の設計・実施・分析、個人ヒアリング調査の実施・整理、幅広い関係者が一堂に会したワークショップ形式での協議・検討の実施、調査成果（レポート）の取りまとめなど、地域自治組織等にはこれまであまり経験がない調査手法に取り組むことも必要であった。
- このため、事務局においても、アンケートのサンプルを提供して地域ならではの調査項目の検討を促したり、アンケートやヒアリングの有効な調査方法の提案や、地域が考案したアンケート案に対する設計上のアドバイスなど、技術面でのサポートや助言等を行うとともに、ワークショップの運営支援や調査・分析結果の取りまとめの支援など、地域の主体性を尊重しつつ具体的な調査活動へのサポートも行った。
- また、各地域が最終的に「小さな拠点」づくりプランの作成にまで至った背景としては、こうした事務局によるサポートだけでなく、地域リーダーの活躍や、多彩な技能・ノウハウを持った地域人材の発掘と活用、外部からのスタッフの参画、市町村職員の派遣など、それぞれの地域において様々な人材の活躍・支援がみられたことが大きく寄与している。
- 特に、外部からのスタッフの参画は、「小さな拠点」づくりに対する地域住民の意識啓発や理解の促進、協議を進める上で、住民の目線とは違う視点から地域を評価したり、議論を活発化させることに貢献しており、「小さな拠点」づくりに向けた関係者間の合意形成に果たした役割は大きい。
- また、協議を主導的に進める地域リーダーや地域となじみの深い行政職員が検討に参加することにより、協議がスムーズに進んだ地域も多くみられ、モニター調査終了後も地域で継続的に「小さな拠点」づくりを進めていく上で、大きな礎となったものと考えられる。

(3) 地域主体の「小さな拠点」づくりに対する行政の関わり方について

- 「小さな拠点」づくりは地域が主体となって取り組むことが望ましいことから、本モニター調査では地方公共団体単独での応募は不可とした。しかし一方で、「小さな拠点」づくりは地域住民だけで実現できるものではなく、行政との密接な連携が望まれることから、応募にあたっては、「関係市町村との協議体制を構築していること、又は構築する予定であること」も条件とし、応募段階で連携又は推薦を行う市町村担当部課を明らかにすることとした。
- その結果、モニター調査の応募主体である地域団体やNPO等がモニター地域採択後に中心主体となって検討体制を構築し、様々な調査や活動を主体的に展開する中で、市町村もそれぞれの地域の実情に合わせた形でモニター調査に参画し、陰に陽に地域主体の取組を支えていた。
- 地域主体の取組に対してオブザーバーとして参画して地域からの要請に応じて情報提供やアドバイスを行う「後方支援」に徹した地域もあれば、事務局機能を担い、裏方として調査全体の進捗管理を行った地域もあるなど、行政の参画形態は様々であったが、いずれにおいても、従来からの地域組織との係わりや地域づくりに向けた熟度に応じて、必要なサポートが行われた。
- また、行政側からみても、地域が主体的に取り組む本モニター調査に参画することによって、地域目線で捉えた住民ニーズや地域での生活上の課題等が把握できるというメリットがあり、モニター調査の成果を今後の行政施策や地域づくり計画に反映することを予定している市町村も少なくない。
- 実際に、平成 25 年度モニター調査地域の中には、モニター調査の成果を市全体の都市計画に反映させたり、次期総合計画の中で「小さな拠点」づくりを位置づける方向で検討が進められたり、あるいは実際に新たな「小さな拠点」の整備に向けた費用を予算計上して実現化に向け乗り出すなどの動きがみられる。
- しかし一方で、モニター調査の担当となった部局と「小さな拠点」での展開を検討しているサービス・機能を所管する部局が異なるため、モニター調査を進める中で、実施主体である地域団体等が行政との連携上様々な問題や困難に直面する場面もあった。
- こうした地域においても、例えば施設の所管課がオブザーバーとして参画する検討組織の下に、提供したいサービスの所管課が参画する部会を設けて、具体的なサービス提供方策の検討と施設全体での活用方策のそれぞれの局面で行政との協議を深めたり、実験イベントなど具体的な活動を通じてそれぞれの担当部局と連携を図るなど、モニター調査の中で行政との有効な連携方策を模索する動きもみられた。

(4) 「小さな拠点」づくりプランの作成が果たした効果について

- 本モニター調査事業では、約6か月間の調査・検討を通じて、「小さな拠点」づくりに向け地域の合意形成を図り、「小さな拠点」づくりプランとして取りまとめることを目指して、各地域に実践的な取組を展開してもらった。
- このようなプランづくりは、ともすれば、実現性・実行性はあまり考慮せず、住民ニーズの高いサービスや機能をふんだんに盛り込んだ理想像を描いただけに終わってしまう恐れもある。そのため、モニター調査期間の終了時に各地域から報告してもらった最終レポートでは、プランの実現に向け、この先どのように取り組んでいくのか、そのタイムスケジュールや検討・運営体制についても併せて検討し、記載してもらった。
- その結果、各地域が作成した「小さな拠点」づくりプランは、単に地域に不足する（地域での提供が望まれている）サービスや機能を提供する場をつくるというだけでなく、地域で実際に展開されている活動をさらに展開させることでサービスの向上・充実を図るなど、地域でできることや、住民自身ですぐに取り組める、実現性の高い活動内容を含んだ「小さな拠点」づくりが目指されているプランとなっているものが多くみられた。
- また、平成26年度には、平成25年度モニター調査地域に対して取組のフォローアップ調査を行ったが、多くの地域ではモニター調査終了後も「小さな拠点」づくりに向けた検討や事業を継続しており、実際に「小さな拠点」づくりプランに掲げた生活サービスを既に（試行的あるいは本格的に）提供し始めている地域も複数みられた。
- これは、地域に根ざした団体を主体としてモニター調査を実施し、自分たちの手で何ができるかという観点から「小さな拠点」づくりプランを作成する作業を通じて、住民自身の中に「小さな拠点」づくりを実現させる主役であるという意識や自信が浸透した成果であり、その意味でも本モニター調査の果たした役割や成果は大きいと言える。

5-3. 今後の「小さな拠点」づくりの推進に向けた課題

全国の集落地域での「小さな拠点」づくりに関する取組の実態や、2ヶ年度にわたる「小さな拠点」づくりモニター調査事業の成果を踏まえ、今後、「小さな拠点」づくりに向けた取組の全国的な展開を推進する上での課題を以下に整理した。

(1) 「小さな拠点」づくりの普及・拡大に向けて

○「小さな拠点」という言葉は、国土交通省が平成21年4月にまとめた「過疎集落研究会報告書」において、初めて用いられた。そしてそれ以降、国土交通省では、「小さな拠点」づくりを通じた持続可能な地域社会の構築に向けた調査・検討を進め、平成24年度からは、3ヶ年度にわたり、「小さな拠点」づくりの意義や必要性について広く普及を図り、全国に広げるための一連の調査を実施してきた。平成24年度には、「集落地域の大きな安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりガイドブック」(以下、「H25ガイドブック」という。)を作成・公表するなど、その意義や理念について幅広い普及・浸透を図るとともに、平成25・26年度には、「小さな拠点」づくりモニター調査や全国フォーラムの開催を通じて「小さな拠点」づくりの具体的な情報発信に努めてきたところであり、この間蓄積された具体的かつ実践的なノウハウについて、ガイドブック改訂版(「実践編 「小さな拠点」づくりガイドブック」)に取りまとめたところである(第3章参照)。

○また、平成26年9月に内閣官房に設置された「まち・ひと・しごと創生本部」は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組むため、関係省庁の参画のもと組織されたものであり、各地域においてそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生を総合的に支援することを目途としている。「小さな拠点」づくりは、この「まち・ひと・しごと創生本部」の総合戦略にも位置づけられ、人口減少と過疎化が進む集落地域をはじめとした地方再生の手法として大きな期待が寄せられている。

○このように、「小さな拠点」づくりが国全体で進める重点政策としての重みを増す中で、「小さな拠点」づくりに対する国民の関心も徐々に高まりを見せている。

○しかし一方で、実際に集落地域に目を転ずれば、「小さな拠点」づくりに類する取組を実施している過疎地域市町村は1割に満たず、フォーラムの参加者の中からも未だに「小さな拠点」づくりをハードの集約化やコンパクトシティ[※]と混同・同一視した疑問が寄せられるといった実態があることも事実である。このため、今後とも「小さな拠点」づくりの意義や必要性についての理解が深まるよう、ガイドブック等を活用しながら引き続き広く普及を図ることが求められる。

○また、「小さな拠点」づくりは、画一的なモデルがある取組ではなく、むしろ地域の事情に応じた創意工夫を発揮することが重要であり、「小さな拠点」という概念(コンセプト)は共通していても、取組の内容や運営形態は地域によって多種多様な展開が求められる。そのような「小さな拠点」づくりを全国に広げていく上では、集落地域の維持・再生に向け「小さな拠点」づくりを目指す地域が相互に情報交換を行ったり、必要に応じて専門家からアドバイスや支援が得られるような仕組み(プラットフォーム)を構築していくことも必要である。

○なお、2ヶ年度にわたり実施された「小さな拠点」づくりモニター調査では、「小さな拠点」づくりに取り組む地域が一堂に会し、それぞれの成果の発表や情報交換、問題・課題の解決策に係る有識者からの指導・助言を得る機会を得た。このことは、各地域で「小さな拠点」づくりを進める上で極めて有意義であったとの評価が高く、上記のプラットフォームの構築を検討する上でも参考となると考えられる。

※コンパクトシティ・・・都市機能を都市の中心部や生活拠点に誘導して集約し、その周辺部や公共交通の沿線に居住を誘導するとともに、これらのエリアを、公共交通網をはじめとするネットワークで結ぶ都市構造のこと。

(2) 住民主体の「小さな拠点」づくりへの行政支援の方向性

- 福祉や医療、コミュニティ、買い物や移動弱者対策など、様々な生活サービスをつなぐ「小さな拠点」づくりは、地域社会の中にあつて公共的価値を含む活動領域での取組であり、行政と地域組織等が密接に連携して取り組むことが求められる。
- とりわけ、「小さな拠点」づくりに向けた検討段階においては、地域の課題や住民ニーズを洗い出す作業を通じて、幅広い世代や主体から様々な活動やサービスへの期待が寄せられることがある。そうした多岐にわたるニーズの中から、地域の身の丈に合った「小さな拠点」づくりを目指す上では、行政においても、地域の取組意欲を削ぐことなく、地域自らが様々な活動の中から“自分たちでできること”を発掘できるようサポートしていくことが重要である。
- また、住民主体で取り組むことが望ましいとはいえ、「小さな拠点」に求められる機能が公共的活動も含め様々な分野にわたることを踏まえると、「小さな拠点」づくりプランの検討段階から、行政が提供すべきサービス・機能と地域が主体となって取り組むべきサービス・機能を協議の上で整理し、それぞれの取組主体を明らかにした上で、具体的な提供方策を検討していくことが重要である。その場合、地域に委ねることが望ましいサービスや活動であっても、行政が積極的に関係する地域団体や事業者等との調整を図るなど、コーディネート機能を果たすことが期待される。
- さらに、「小さな拠点」での活動がスタートした後は、その取組を持続可能なものとするための下支えがより一層重要な意味を持つことから、単一部局がサポートするのではなく、役場内部において分野横断的、総合的な支援体制を構築して支援することが求められる。
- なお、分野横断的な対応が求められるのは、支援体制ばかりではない。産業振興や地域コミュニティの活性化、地域文化の保存・継承、都市との交流促進など、地域主体の活動を支援する事業や制度は様々な行政分野で展開されている。「小さな拠点」づくりとは、こうした様々な分野の活動をつなぐ仕組みづくりでもあることから、それらを支援するための事業・制度も一元化を図るなど、より地域の裁量や自由度を高めた支援の仕組みを構築していくことが望まれる。
- 24地域で展開されたモニター調査の取組を俯瞰すると、それぞれの地域で行政職員が地域の実情に応じた形で検討体制をサポートしている様子が見えたとはいえないが、なかでも当該地域に配置された職員が事務作業をサポートしたり会議や調査の事務局機能を担っていた地域が少なくなかった。
- このように現場に行政職員を配置して地域と一体となって「小さな拠点」づくりに取り組むことも、行政による支援のあり方として有効である。
- また、全国の先進事例をみても、また2ヶ年度にわたる「小さな拠点」づくりモニター調査地域の取組をみても、「小さな拠点」づくりは一朝一夕に実現するものではなく、地域の中で様々な主体が課題を共有し、深い議論や柔軟なチャレンジを積み上げて確立していく、息の長い取組が必要である。したがって、国においても、「小さな拠点」づくりを推進していくためには、その取組に対して長期的視座での支援を検討することが求められる。

(3) ソフト事業とハード事業の柔軟な組み合わせによる展開

- 「小さな拠点」づくりは、必要な機能がフルセットで揃った複合施設を整備するハード事業を意味するものではなく、地域に分散した人や資源、活動をつなぎ合わせることで、地域運営やそこでの暮らしを維持していける新しい仕組みをつくるというソフト的な取組が主軸となっている。
- このため、「小さな拠点」づくりを進める上で行政が展開すべき事業としては、行政職員や外部人材の派遣などをはじめとする人的支援や、各種情報提供・情報発信のサポート、あるいは実際に取組を実施(試行)する際のイニシャルコストへの支援など、様々なソフト事業がまず挙げられる。
- しかし一方で、「小さな拠点」として地域の人々や資源、活動をつなぐ「場所」の確保は必要であり、H25ガイドブックにおいても、「小さな拠点」をつくるための手法として、既存の遊休施設の利活用や、拠点となる施設の新設、既存施設への併設などの例を示している。
- こうした活動の拠点となる「場所」の整備は、住民だけで取り組むのは困難であり、特に既存の公共施設の利活用による「小さな拠点」づくりにおいては、行政が当該施設の利活用に係る手続きや改修などの面で積極的な役割を果たしていくことが望まれる。
- このように、プランづくりから具体的なサービス・事業の展開に至るまで、ソフト事業とハード事業を必要に応じて柔軟に組み合わせて展開することによって、実際に機能する「小さな拠点」づくりを構築していくことが重要である。

(4) 「小さな拠点」づくりを支える人材の育成

- 「小さな拠点」づくりは、従来の地域自治組織のみならず、行政や地域団体、様々な生活サービス事業者等が相互に連携・協力しながら、人やサービス、活動をつなぎ、持続可能な地域社会を実現するための新しい仕組み(システム)をつくる取組である。
- このような「小さな拠点」づくりや「小さな拠点」の持続的な運営において必要となる人材としては、主に、①それぞれのサービスや活動を担うプレーヤー、②様々な主体・事業間の調整を図るコーディネーター、③「小さな拠点」での活動全体を見渡しつなげるリーダー、の3種類の人材が挙げられる。
- ①プレーヤーについては、「小さな拠点」づくりのプロセスにおいて、なるべく若者や女性など幅広い層からの参画を促し、それぞれが得意とする分野で活躍できる土壌をつくることが重要である。また若者グループや女性の農水産物の加工グループ、あるいは趣味の会のグループなど、地域内の様々なグループやどのようなスキルを持っているかどのような活動を展開しているか洗い出し、それぞれが得意とする分野・活動で関わられるような「小さな拠点」づくりを目指すことも、プレーヤーの確保や諸活動への参画を促すという点で有効である。
- ②コーディネーターについては、外部人材を積極的に活用し、外からの目線、外部人材という立場を活かして地域内の様々な利害調整を図ることも有効である。また、様々な関係機関・関係団体の連携が求められる「小さな拠点」の運営においては、行政職員が中立的な立場からコーディネート役を担うことも有効と考えられる。
- ③リーダーについては、もともと地域づくりを牽引してきた人物が「小さな拠点」づくりにおいても先頭に立つケースが多いが、集落地域では高齢化が進んでおり、こうした地域リーダーも既に高齢である場合が少なくない。「小さな拠点」での取組を持続可能なものとしていくためには、次のリーダーの育成が課題となっており、活動を展開する中で、若い世代の中から次世代のリーダーを育成しつつ、スムーズにバトンタッチをしていくような仕組みも求められている。

(5) 地域づくり組織に対する支援の展開

- 「小さな拠点」を住民主体でつくり、続けていくためには、エリア内の住民や関係団体等が幅広く参加し、地域の課題を発掘するとともに、課題解決に向けて「小さな拠点」を核に協働で取り組んでいくような運営体制を構築することが重要であり、そのためにも地域の関係主体の積極的な参画と協働に基づく地域づくり組織の確立やその育成という点が最大の課題となっている。
- 実際に集落地域の現状をみると、行政や地域の関係団体と幅広い分野で連携しながら「小さな拠点」づくりを担うような、例えば小学校区等を単位とした地域の自主的な組織は、全国的にみれば必ずしも多くはなく、今回のモニター調査団体の公募に際して過疎地域市町村を対象に実施したアンケート調査結果をみても、モニター調査に応募しなかった理由として、「集落地域に根差した地域団体が無い」との回答が最も多かった。
- 一方、先進的な事例の中には、住民が出資して株式会社や合同会社を立ち上げて「小さな拠点」を運営しているケースも多くみられるが、いずれの地域も住民の理解と合意、協力を得るためには相当の時間をかけて説明等を繰り返すなど苦労を重ねていた。
- 今後、各地で住民主体の「小さな拠点」づくりを推進していく上では、まずそれぞれの地域において、小学校区等の「小さな拠点」のエリアにおける様々な関係団体や組織、住民等が幅広く参画できる地域の自主的な組織の育成を図るとともに、当該組織が中心となって「小さな拠点」づくりに向けた検討や合意形成を図っていけるよう支援することが重要と考えられる。
- また、そうして立ち上げた「小さな拠点」を維持していくためには、運営に必要な経費を継続的に確保していくことが重要であり、そのためには、例えば地域でよく話し合って「小さな拠点」での買い支えのルールをつくるなど、地域住民全員が協力して運営を支える仕組みを構築することが必要であることも、多くの事例から指摘されたところである。
- さらに、こうした地域内での合意形成に基づき「小さな拠点」の運営を下支えするだけでなく、自主的な地域組織を確立して「小さな拠点」の運営を目指す上では、例えば特産品の生産・販売や交流事業の展開によって得られた収益を地域内で循環させ、各種の生活サービスを提供する際の原資としていくといった地域内循環による安定的な運営の仕組みも求められている。
- なお、このような地域の自主的な組織については、「小さな拠点」の運営を通じて地域社会を維持していくために必要な役割を果たすものであるという社会的性格を鑑みれば、従来の営利法人(株式会社など)とは異なる新たな法人格としての位置づけを検討したり、例えば当該組織における寄付金控除団体としての位置づけやみなし寄付金制度の導入など、税制上の配慮の必要性を検討することも今後は必要と考えられる。

(6) 「小さな拠点」づくりに係る制度的課題の解消

- 「小さな拠点」づくりにおいて特に大きな課題となるのが、各集落と「小さな拠点」を結ぶ交通アクセスの確保方策である。
- 実際に、「小さな拠点」づくりモニター調査に取り組んだ24地域でも、多くがこの課題に直面しており、半数の地域では交通アクセス手法の確保策について目途が立ったとしながらも、具体的にみると、その多くは現在のコミュニティバス等を利活用するとの方向性に留まっていた。
- 地域内の生活交通の確保については、地域組織や市町村行政だけで解決できる問題ではなく、制度的にも、地域の交通事業者との調整や道路運送法における登録や許可手続きなど、時間を要する検討・協議が必要となることから、短期間で結論を見出すことは困難である。
- また、近年の規制緩和等により、様々な交通アクセシビリティの確保が可能になる流れが生まれてはいるものの、人口規模が小さく高齢化が進む集落地域においては、そもそもそうした地域交通を運営する人材や組織、事業者等が不足している等の問題も出てきている。
- なお、自家用有償旅客運送については、地方分権に関する第4次一括法により希望する市町村に事務・権限を移譲することが可能となり、また地域再生法の改正により、「小さな拠点」づくりと併せた取組であれば弾力的な運用が図られるよう検討が進められている。各市町村においては、こうした動きも踏まえながら、市町村域全体の交通体系を見据えた上で、地域組織や関係団体と連携しながら効果的な公共交通網を構築することが求められている。